

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 15 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な
取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和 5 年 5 月 1 日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）等 でお示ししているところです。

今回、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 18 報）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 19 報）」においてお示した、介護保険施設が、医療機関から新型コロナウイルス感染症の退院患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合の介護報酬上の臨時的な取扱いについて、令和 5 年 10 月 1 日以降は下記の通り取り扱うこととしたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

問1 令和5年10月1日以降、介護保険施設（介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）において、医療機関から新型コロナウイルス感染症の退院患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合に

- ・ 当面の間のコロナ陽性時に治療に当たっていた入院医療機関や行政との連携
- ・ 退所時も念頭に、入院以前に利用していたケアマネ等とのサービスの調整のために行う、利用していたサービスの確認とそれを踏まえたサービス提供
- ・ 健康観察・健康管理など看護師等の専門職によるケアも含めた体制整備が必要になること等を適切に評価する観点から、どのような介護報酬の算定が可能か。

(答)

介護保険施設において、医療機関から新型コロナウイルス感染症の退院患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合には、令和5年10月1日以降は、当該者について、退所前連携加算を入所した日から起算して14日を限度として算定することが可能である。

なお、令和5年9月30日以前に新型コロナウイルス感染症の退院患者を医療機関から受け入れた場合には、当該者について、退所前連携加算を入所した日から起算して30日を限度として算定することが可能である。

本加算の算定にあたっては、利用者から事前の同意を得る必要がある。

問2 介護老人保健施設の退所前連携加算については、令和3年度介護報酬改定において入退所前連携加算(Ⅰ)(600単位)及び入退所前連携加算(Ⅱ)(400単位)に見直されたが、令和5年10月1日以降に新型コロナウイルス感染症の退院患者(当該介護保険施設から入院した者を除く。)を受け入れた場合はどちらを算定すればよいか。

(答)

入所した日から起算して7日間は入退所前連携加算(Ⅰ)(600単位)を算定し、入所した日から起算して8日から14日までは入退所前連携加算(Ⅱ)(400単位)を算定する。